

武蔵野市介護保険事業者における事故発生時の報告に関する取扱要領

(通則)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）、東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第42号）、東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第98号）、東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第39号）、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第114号）、東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年東京都条例第51号）、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に規定される、事故が発生した場合の市への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 本要領は、介護サービスや指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から市へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

一 原因等が次のいずれかに該当する場合

- (1) 身体不自由又は認知症等に起因するもの（転倒、徘徊による行方不明等）
- (2) 施設の設備等に起因するもの（器物の落下等）
- (3) 感染症、食中毒又は疥癬の発生

感染症とは、「感染

症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、次のものをいう。

(ア) 1～5類の感染症（ただし、5類の定点把握を除く。）

(イ) 新型インフルエンザ等感染症

(ウ) (ア)に相当する指定感染症

(エ) 新感染症

(4) 地震等の自然災害、火災又は交通事故

(5) 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合

(6) 原因を特定できない場合

二 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

(1) 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合

(2) 利用者が経済的損失を受けた場合

(3) 利用者が加害者となった場合

(4) その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとする。

一 利用者が身体的被害を受けた場合において、医療機関を受診することなく、軽微な治療のみで対応した場合

二 利用者が身体的被害を受けて医療機関を受診又は入院した場合において、診察又は検査のみで、治療を伴わない場合

三 老衰等、事業者、利用者及び第三者の責に帰さない原因で死亡した場合

四 その他、被害又は影響がきわめて微小な場合

3 前2項にかかわらず、市より報告を求められた場合は報告を要するものとする。

(報告事項)

第4条 報告事項は、次のとおりとする。

一 提出日

二 事業所の概要

(ア) 法人名

(イ) 事業所(施設)名

(ウ) 事業所番号

(エ) サービス種別

(オ) 所在地

三 対象者

(ア) 氏名・年齢・性別

(イ) サービス提供開始日

(ウ) 保険者

(エ) 住所

(オ) 身体状況(要介護度、認知症高齢者日常生活自立度)

四 事故の概要

(ア) 発生日時

(イ) 発生場所

(ウ) 事故の種別

(工) 発生時状況、事故内容の詳細

(オ) その他特記すべき事項

五 事故発生時の対応

(ア) 発生時の対応

(イ) 受診方法

(ウ) 受診先（医療機関名・連絡先）

(エ) 診断名

(オ) 診断内容

(カ) 検査、処置等の概要

六 事故発生後の対応

(ア) 利用者の状況

(イ) 家族等への報告（報告した家族の続柄・報告年月日）

(ウ) 連絡した関係機関（連絡した場合のみ）

(エ) 本人、家族、関係先等への追加対応予定

七 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）

八 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期及び結果等）

九 その他特記すべき事項

2 報告は、事故報告書（様式第1号。以下同じ。）により行なう。ただし、途中経過の報告については、これによらないこともできる。

（報告の対象）

第5条 報告する事故は、事故当事者である介護サービス利用者が、本市の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が本市内の場合とする。

（報告の手順）

第6条 事故の報告は、概ね次の手順によるものとする。

一 第一報

(1) 事業者は、事故の発生を確認した場合、速やかに家族等へ連絡するとともに、第4条第1項第1号から第5号までの内容について、事故報告書または電子申請により市へ報告する。また、居宅介護支援事業者にも同様の報告を行なうものとする。

(2) 緊急を要するものについては、事故報告書の提出または電子申請の前に、電話等、より迅速な手段により仮報告を行なうものとする。

二 途中経過及び最終報告

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第1項第7号から第9号までの内容を含む最終報告を事故報告書または電子申請により行なう。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合、第4条第1項第7号から第9号までの内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(市における対応)

第7条 市は事故報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行なうものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が本市の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

付 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。